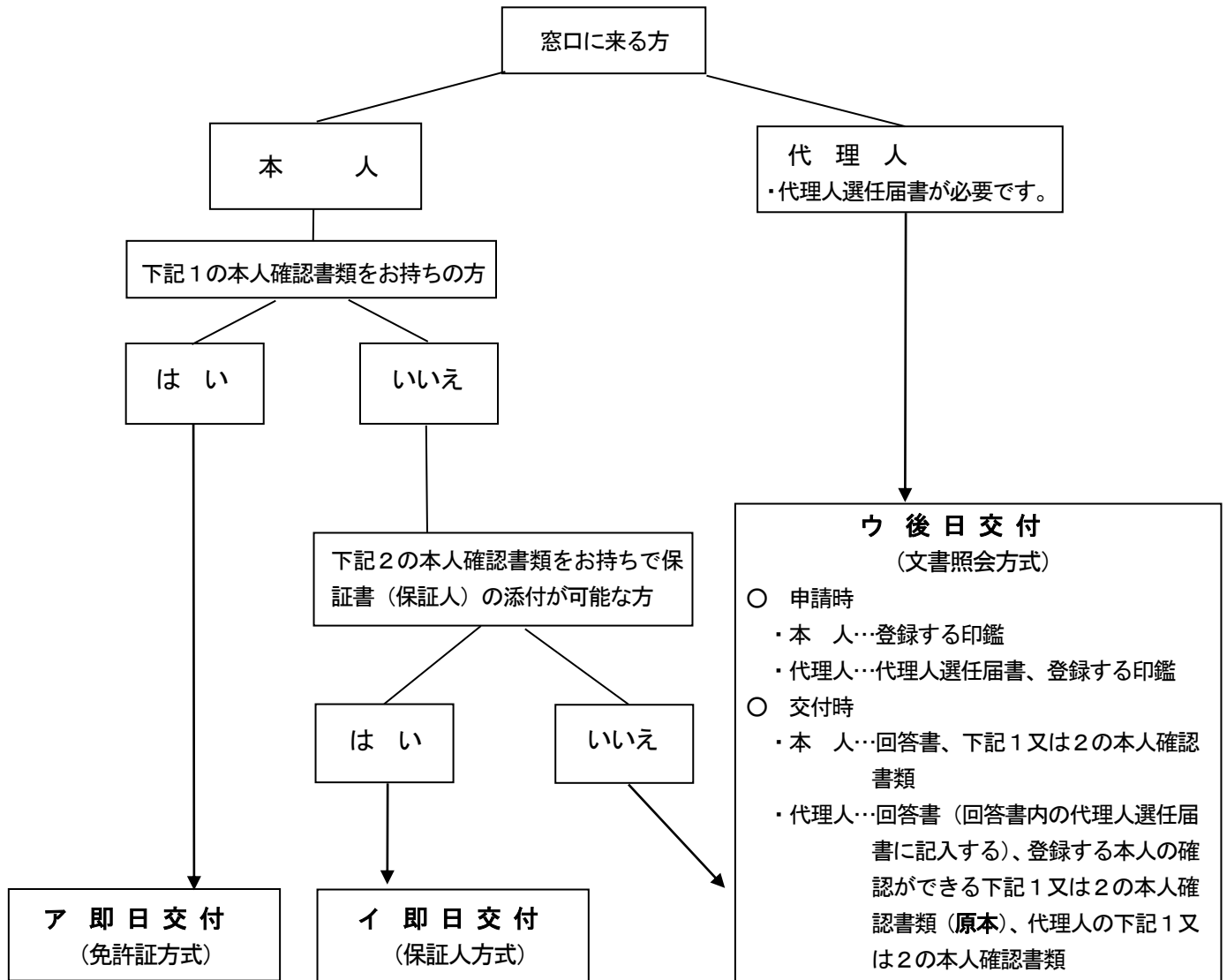


印鑑登録の方法

印鑑登録証明は市民の皆さんの権利義務の発生、変更等を伴う行為に広く利用されており、非常に大切なものです。

そこで、印鑑の不正登録を防止するため、印鑑登録の申請から印鑑登録証交付までの手続を次のとおり行っています。



本人確認書類

1. 運転免許証、旅券、住民基本台帳カード(写真付のみ)、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、官公署(独立行政法人及び特殊法人を含む。)がその職員に対して発行した身分証明書 等

2. 健康保険証、年金手帳又は年金証書、精神障害者保健福祉手帳、生活保護法による被保護者であることの証明

[裏面を参照してください]

問合せ
鎌倉市役所市民課
TEL 0467-23-3000
内線 2314・2315

本人が申請する場合

ア. 免許証方式（即日交付）

必要なもの

※裏面の本人確認書類1を参照

- ・顔写真付の官公署が発行したご本人確認ができる書類（運転免許証、旅券等）
- ・登録する印鑑

※会社の身分証明書、学生証等では受付できません。

▼ 窓口の「印鑑登録等申請書・廃止届出書」の中に書式が印刷されていますが、下の様式で別紙に書いていただいてもかまいません。

イ. 保証人方式（即日交付）

必要なもの

※裏面の本人確認書類2を参照

- ・健康保険証、年金手帳等のご本人確認のできる書類
- ・保証書（保証人の登録印を鮮明に押印してください。
保証人が他市町村の方は、30日以内に発行された
印鑑登録証明書を添付してください。）
- ・登録する印鑑

保証書		登録する印鑑
見本	住所	
	登録する人 氏名	印
	生年月日	
この印鑑登録申請は上記の者によるものであることを保証します。		
住所		
保証人 氏名		印
生年月日		
登録している印鑑		

ウ. 文書照会方式（後日交付）

必要なもの

〈 申請時 〉・登録する印鑑

〈 受取時 〉・印鑑登録照会回答書（代理人に依頼する場合は回答書中の「代理人選任届書」にも署名・押印してください。）

・健康保険証、年金手帳等のご本人確認のできる書類

※裏面の本人確認書類1・2を参照

※受取時には必ず運転免許証、健康保険証等のご本人確認のできる書類をご用意ください。

※代理人に依頼する場合は代理人に上記の書類（運転免許証、健康保険証等）の原本を渡し、代理人自身もご本人確認ができる書類（運転免許証、健康保険証等）を提示してください（詳しくは回答書の注意事項をお読みください）。

※裏面の本人確認書類
1・2を参照

代理人が申請する場合

（後日交付）

▼ 代理人選任届書は委任者が作成してください。

上記 **ウ. 文書照会方式** となります。

必要なもの

- 〈 申請時 〉・代理人選任届書
- ・登録する印鑑

見本		代理人選任届書	
		住所	
		代理人 氏名	
		生年月日	年 月 日生
		電話番号	
私は	印鑑登録申請	印鑑登録廃止申請	に関する権限について、
			上記の者を代理人に選任したのでお届けします。
平成	年 月 日	住所	
	鎌倉市長宛	委任者 氏名	
		電話番号	
本人の自筆			登録する印鑑

〈 受取時 〉・印鑑登録照会回答書（代理人に依頼する場合は回答書中の「代理人選任届書」にも署名・押印してください。）

・登録する本人の確認ができる書類（運転免許証、健康保険証等）

※裏面の本人確認書類1・2を参照

※代理人に依頼する場合は代理人に上記の書類（運転免許証、健康保険証等）の原本を渡し、代理人自身もご本人確認ができる書類（運転免許証、健康保険証等）を提示してください（詳しくは回答書の注意事項をお読みください）。

※裏面の本人確認書類1・2を参照